



宮 崎 県 公 報

平成30年12月11日 (火曜日) 号外 第 50 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

条 例

○宮崎県税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 1

頁

○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の
一部を改正する条例…………… (市町村課) 2
○宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に
関する条例の一部を改正する条例…………… (商工政策課) 3

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例 (条例第46号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第47号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
土地改良法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第48号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
産業競争力強化法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第46号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例 (昭29年宮崎県条例第19号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後				
(県税の減免)	(県税の減免)				
第23条 知事は、法第72条の62、第73条の31、第 162条、第 194条又は第 700条の62の規定に基づき次の表の左欄に掲げる者に限り、それぞれ当該右欄に掲げる税目の県税を減免することができる。	第23条 知事は、法第72条の62、第73条の31、第 162条、第 194条又は第 700条の62の規定に基づき次の表の左欄に掲げる者に限り、それぞれ同表の右欄に掲げる税目の県税を減免することができる。				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 自己の所有に係る事業用の資産について、 震災、風水害、火災、落雷その他これらに類</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	1 自己の所有に係る事業用の資産について、 震災、風水害、火災、落雷その他これらに類	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 自己の所有に係る事業用の資産について、 震災、風水害、火災、落雷その他これらに類</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	1 自己の所有に係る事業用の資産について、 震災、風水害、火災、落雷その他これらに類	[略]
1 自己の所有に係る事業用の資産について、 震災、風水害、火災、落雷その他これらに類	[略]				
1 自己の所有に係る事業用の資産について、 震災、風水害、火災、落雷その他これらに類	[略]				

する災害（以下「災害」という。）により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。以下同じ。）が当該資産の価格の2分の1以上である者で、前年中の法第72条の49の12第1項から第5項までの規定によって計算した事業の所得が1,000万円以下であるもの		する災害（以下「災害」という。）により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。以下同じ。）が当該資産の価格の2分の1以上である者で、前年中の法第72条の49の12第1項から第5項までの規定により計算した事業の所得が1,000万円以下であるもの	
2 前号に掲げる者のほか、自己（法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が当該住宅又は家財の価格の2分の1以上である者で、前年中の同項第13号に規定する合計所得金額が500万円以下であるもの [略]	[略]	2 前号に掲げる者のほか、自己（法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が当該住宅又は家財の価格の2分の1以上である者で、前年中の同項第13号に規定する合計所得金額が500万円以下であるもの [略]	[略]
（法人の均等割の税率）		（法人の均等割の税率）	
第31条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。		第31条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。	
[略]		[略]	
2～4 [略]		2～4 [略]	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の表第2号の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第47号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事	務	市 町 村	事	務	市 町 村
[略]			[略]		
19の5 土地改良法（昭和24年法律第195号）による次の事務		[略]	19の5 土地改良法（昭和24年法律第195号）による次の事務		[略]
(1)～(14) [略]			(1)～(14) [略]		
(15) 第84条において準用する第18条第16項の規定による届出の受理に関すること。			(15) 第84条において準用する第18条第17項の規定による届出の受理に関すること。		
(16) 第84条において準用する第18条第17項の規定による公告に関すること。			(16) 第84条において準用する第18条第18項の規定による公告に関すること。		
(17) 第84条において準用する第29条の3第1項の規定による選任及び選挙に関すること。			(17) 第84条において準用する第29条の4第1項の規定による選任及び選挙に関すること。		
(18)～(40) [略]			(18)～(40) [略]		
(41) 第84条において準用する第68条第4項の規定において準用する第18条第16項の規定による届出の受理に関すること。			(41) 第84条において準用する第68条第4項の規定において準用する第18条第17項の規定による届出の受理に関すること。		
(42) 第84条において準用する第68条第4項の規定において準用する第18条第17項の規定による公告に関すること。			(42) 第84条において準用する第68条第4項の規定において準用する第18条第18項の規定による公告に関すること。		
(43)～(76) [略]			(43)～(76) [略]		
[略]			[略]		

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第48号

宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例（平成21年宮崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(求償権の放棄等の承認)</p> <p>第3条 知事は、保証協会から、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受けた場合は、当該申出が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該計画が当該計画を策定した者の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等の承認をすることができる。</p> <p>(1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第 <u>128条第1項</u> の中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された再生に関する計画</p> <p>(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第 <u>133条第1号</u> に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された再生に関する計画</p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p>(求償権の放棄等の承認)</p> <p>第3条 知事は、保証協会から、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受けた場合は、当該申出が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該計画が当該計画を策定した者の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等の承認をすることができる。</p> <p>(1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第 <u>135条第1項</u> の中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された再生に関する計画</p> <p>(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第 <u>140条第1号</u> に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された再生に関する計画</p> <p>(3)・(4) [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

